

北海道文教大学同窓会つるの会 研究助成金交付要綱

1 目的

この助成金交付は、北海道文教大学同窓会つるの会（以下「つるの会」という。）が、つるの会正会員が行う研究に要する費用の助成を行い、つるの会会員の資質の向上と社会貢献を促し、ひいては大学の発展に寄与することを目的とする。

2 助成金交付対象者

この助成金交付の対象者はつるの会会則第3条によるつるの会正会員とする。

3 助成金の交付額

この助成金の交付額は、当該年度予算内とする。

4 助成対象とする研究

この助成金の対象とする研究は、卒業学科に関するものとする。

ただし、特定の企業、団体及び個人の利益、営利を目的とするものは対象外とする。

なお、ヒトに関する研究等、倫理に関わる研究については、その性質上慎重な取扱いが必要なことから、別途協議する。

5 助成金を使用しての研究の期間

この助成金を使用して行う研究の期間は原則1年（年度）とする。

ただし、計画した研究の性質上、複数年要する内容の場合は5年（年度）を上限に申請できるものとする。

6 助成金の交付申請

(1) この助成金の交付を受けようとする者は、研究助成金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、つるの会会長に提出するものとする。

(2) 金額の根拠となる見積書を添付すること。

7 助成金の交付決定

(1) 交付は年に2回とする。

(2) 4月交付分は3月1日まで、10月交付分は9月1日までの受付とする。

(3) つるの会会長は、6の交付申請書を受理した時は、その内容を三役で審査し、役員会で承認を得る。

8 助成金の交付

交付決定された助成金は、申請の受付時期により、4月末または10月末までに研究助成金交付決定書（第2号様式）により通知し、交付する。

なお、提出された交付申請について、交付が認められないことが決定した場合は、研究助成金非該当通知書（第3号様式）により通知する。

9 実績報告

(1) 助成金の交付を受けた者は、交付された助成金を使用し申請した研究を遂行した時は、研究助成金実績報告書（第4号様式）に必要書類を添えて、交付時期により4月分は翌年6月末まで、10月交付分は翌年12月末までにつるの会会長に提出するものとする。この際、交付を受けた助成金に余剰金が生じている場合は、その余剰金は当該報告書の提出の際に返還すること。

なお、複数年の研究が認められた者は、研究の完了までの間、1年（年度）ごとに上記実績報告書

に準じて中間報告をつるの会会長に提出するものとする。

また、行った研究が完了した際には、実績、成果等について学会発表や関連雑誌への投稿、その他の方法により公表することに努めること。

(2) 精算報告には、内訳を明らかにするため領収書の原本を添付すること。

10 助成金の返還

助成金の返還は、9の余剰金が生じた場合によるほか、次の事項が生じた場合につるの会会長が研究助成金返還命令書（第5号様式）により申請した者に命令するものとし、当該命令を受けた者はそれに応じなければならない。

- (1) 交付申請、実績報告の一方又は双方が虚偽のものであることが明らかになった場合。
- (2) 交付決定がなされた申請内容と実績報告の内容が明らかに相違している場合。
- (3) 助成金の支出の実績が不明瞭で使途が不明の場合。
- (4) 交付を受けた助成金を交付年度内に使用しなかった場合。
- (5) その他、つるの会会長が返還命令を下すのが妥当と判断した場合。

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年3月1日より施行する。

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。